

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、純粋持株会社であるブックオフグループホールディングス株式会社のもと、「事業活動を通じての社会への貢献」「全従業員の物心両面の幸福の追求」をグループ共通の経営理念とし、「経営の透明性・効率性の確保」「迅速な意思決定」「アカウンタビリティの充実」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考えのもと、株主をはじめお客様・従業員・取引先・地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを整え、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する基本方針を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」にて、開示しております。

■コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/corporate.html>

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則1-4]

当社は、「出資及び有価証券運用に関する規程」により、原則として政策保有目的の株式の取得を行わない方針を定めております。ただし、例外として、当社フランチャイズ・チェーン加盟企業の株式を保有することがあります。政策保有の株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、必要に応じて企業との対話を行い、株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使いたします。

[補充原則4-1③]

当社は、サクセッションプランは策定しておりませんが、次期社長や新任取締役の指名にあたり、社長交代や取締役の選任がある場合は、事業年度終了後かつ株主総会開催前の間の取締役会において、独立社外取締役会による取締役会の実効性及び議長の評価や指名諮問委員会の答申を踏まえ、透明性・公平性の高い後継者指名や取締役候補の選任を行える体制を確立しております。

[補充原則4-2①]

当社は、取締役及び執行役員の報酬について、役員報酬制度を整備しております。今後、長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく、株式報酬の導入等について引き続き検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しておりますのでご参照ください。

[原則1-7]

当社は、関連当事者間の取引については、社内規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。また、当社及び子会社の役員も含め、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期実施しております。

[原則2-6]

当社は、特定の企業年金基金には加入しておりませんが、企業型確定拠出年金制度を導入しております。従業員に対し運用制度について説明を行っております。

[原則3-1]

(i)経営理念や経営戦略等を当社ホームページにて開示しております。

■経営理念

<https://www.bookoffgroup.co.jp/corporate/philosophy.html>

(ii)当社グループは、純粋持株会社であるブックオフグループホールディングス株式会社のもと、「事業活動を通じての社会への貢献」「全従業員の物心両面の幸福の追求」をグループ共通の経営理念とし、「経営の透明性・効率性の確保」「迅速な意思決定」「アカウンタビリティの充実」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考えのもと、株主をはじめお客様・従業員・取引先・地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを整え、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指してまいります。また「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」にて、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する基本方針を開示しております。

■コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/corporate.html>

(iii)当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。

(報酬構成)

業務執行を担う取締役の報酬については、役職、役割、行動評価、目標達成度、全社・部門業績評価等を加味した報酬構成となっております。報酬は固定報酬と変動報酬（業績連動報酬及び定性評価連動報酬）で構成されております。経営の監督機能を担う社外取締役、並びに監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみを支給し、業績により変動する報

酬は支給しておりません。

(報酬決定の手続き)

取締役の報酬等については、取締役会より一任された報酬検討委員会(社長及び独立役員たる社外取締役で構成)において決定し、その総額を取締役に報告しております。報酬検討委員会は、株主総会で決定した限度額の範囲内で、会社の業績及び各取締役の会社への貢献度等を勘案し、個別の報酬額を過半数の賛成をもって決定しております。

なお、報酬検討委員会及び取締役会の役割は以下のとおりです。

[報酬検討委員会]

- ・役員報酬制度の整備・導入
- ・役員報酬額の検討・決定

[取締役会]

- ・報酬検討委員会開催の決定
- ・役員報酬額の報告

(iv)取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、社内規程に基づき指名諮問委員会で検討の上、取締役会にて決定します。また、監査役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。なお、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(v)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を招集通知にて開示します。また候補者全員の経歴及び自らのコメントを招集通知の参考資料として付します。

[補充原則4-1①]

当社は、裁権基準に、取締役会・経営会議・社長・担当役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしております。取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・裁権基準で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、最善の意思決定を行っております。また、経営会議は、社内取締役・執行役員で構成され、裁権基準に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を委任しております。

[原則4-9]

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性の判断基準を策定しており、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。また、当社の独立社外取締役2名は、企業経営の経験者やマーケティングや小売業界等それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等への確かな助言・意見具申や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等を独立した立場で行っております。

[補充原則4-11①]

当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うためには、取締役が8～10名程度、監査役が3～4名程度が適正と考えております。現在は社内取締役3名、社外取締役4名(うち独立社外取締役2名)、常勤監査役1名、社外監査役2名(うち独立社外監査役1名)であり、取締役は企業経営の経験者や公認会計士、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、監査役は公認会計士、弁護士、及び事業会社出身者で構成されています。特に社外取締役及び社外監査役は豊富な知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、指名諮問委員会規程に基づき、社長及び独立社外取締役を構成員とする指名諮問委員会で検討の上、取締役会にて決定しております。また、社外取締役の選任に係るガイドラインを定め、その独立性判断基準は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

[補充原則4-11②]

当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

[補充原則4-11③]

当社は、各取締役による自己評価と、独立社外取締役会による取締役会全体の実効性についての分析・評価及び取締役会議長の評価を行う体制を整備しております。2019年度の取締役会に対しては、①社内取締役による自己評価 ②取締役及び監査役全員への質問票による評価及び意見の確認 ③社外取締役及び社外監査役による取締役会全体の評価 ④社外取締役及び社外監査役による社内取締役並びに取締役会議長の評価を実施し、取締役会の構成や議案・審議及び運営並びに取締役会議長の実効性について「新しい課題はあるものの、前期に引き続き現状の課題に対する取り組みが進んだ結果であり、概ね有効である」と評価されております。

ITやマーケティング等に関して専門的かつ高度な知識を有する人材の採用並びに取締役会への同席・詳細な説明などの取り組みを進めたことで、分野ごとの議論の質の向上がみられています。また取締役会での審議がより活発になり、新しい視点での意見も多く出ていることから課題解決に繋がるものと期待されております。今後、取締役会の実効性を更に向上させるために、改善を進めてまいります。

[補充原則4-14②]

当社は、取締役・監査役に対して、少なくとも年一回、全員が参加する法律専門家によるコーポレートガバナンス・インサイダー等研修会を設定しております。また、取締役・監査役が必要に応じて、外部の研修会等に参加する際には、会社が費用負担するようにしております。

[原則5-1]

当社は、IR担当役員を選任し、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に一回開催するとともに、逐次スモールミーティングや個別取材等を実施しております。また、IRポリシーを制定し、当社ホームページにて開示しております。

■IRポリシー＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞

<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/policy.html>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

| 氏名又は名称                     | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|----------------------------|-----------|--------|
| 株式会社ハードオフコーポレーション          | 1,418,100 | 8.12   |
| 大日本印刷株式会社                  | 1,283,000 | 7.35   |
| 丸善雄松堂株式会社                  | 1,183,300 | 6.78   |
| ブックオフグループホールディングス従業員持株会    | 876,511   | 5.02   |
| 株式会社講談社                    | 833,300   | 4.77   |
| 株式会社集英社                    | 833,300   | 4.77   |
| 株式会社図書館流通センター              | 750,000   | 4.29   |
| 株式会社小学館                    | 659,500   | 3.77   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 529,400   | 3.03   |
| ブックオフコーポレーション加盟店持株会        | 352,974   | 2.02   |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 支配株主 (親会社を除く) の有無 | ―― |
| 親会社の有無            | なし |

補足説明 更新

「2. 資本構成」は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

### 3. 企業属性

|                                                                                    |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分                                                                        | 東京 第一部          |
| 決算期 <span style="background-color: #ff9900; color: white; padding: 2px;">更新</span> | 5 月             |
| 業種                                                                                 | 小売業             |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数                                                              | 1000人以上         |
| 直前事業年度における (連結) 売上高                                                                | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数                                                                  | 10社以上50社未満      |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### [取締役関係]

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数                 | 14 名   |
| 定款上の取締役の任期                 | 2 年    |
| 取締役会の議長                    | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small>   | 7 名    |
| 社外取締役の選任状況                 | 選任している |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small> | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数     | 2 名    |

#### 会社との関係(1) 更新

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 野林德行 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 千葉雅之 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 友弘亮一 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 鷹野正明 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                               |
|------|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野林德行 | ○    | ---          | 他社での経営に携わった経験と専門的な識見から、当社のサービス・販売促進・マーケティングのあり方及び新規事業への取り組み並びに経営全般に対して助言等をいただくために選任しました。同氏は、複数の他の会社グループにおいて、子会社経営を含めた幅広い経験をされており、独立した視点からの意見を今後もいただけるものと判断しました。当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準への該当ありません。 |

|      |   |      |                                                                                                                                              |
|------|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉雅之 |   | ---- | 他社での業務執行者及び取締役としての豊富な経験及び幅広い識見から、事業展開と経営全般に対する助言等をいただくために選任しました。                                                                             |
| 友弘亮一 |   | ---- | 大手出版社及び出版業界における豊富な経験と幅広い識見から、書籍関連事業及び経営全般に対して助言等をいただくために選任しました。                                                                              |
| 鷹野正明 | ○ | ---- | 大手百貨店における大型旗艦店責任者を含む業務執行経験及び他社での経営に携わった経験並びに専門的な識見から、事業運営・展開と経営全般に対して助言等をいただくために選任しました。当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準への該当もありません。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|                  | 委員会の名称  | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|------------------|---------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 3      | 0       | 1        | 2        | 0        | 0      | 社内取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬検討委員会 | 3      | 0       | 1        | 2        | 0        | 0      | 社内取締役   |

補足説明

指名諮問委員会は、代表取締役社長（委員長）、独立役員たる社外取締役で構成されており、取締役会に諮る取締役及び執行役員の選解任に係る事項を審議決定するために適宜開催されております。  
報酬検討委員会は、後述（取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容）のとおりです。

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名     |
| 監査役の人数     | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要の都度、内部監査部と情報交換・意見交換を実施するとともに、会計監査人との間で定期的に監査計画・監査結果の情報交換・意見交換を行っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 内藤亜雅沙 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 加藤徹志  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |



- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
  - m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                    |
|-------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内藤亜雅沙 | ○    | ----         | 弁護士としての専門知識・経験から、経営全般に対する監督と助言等をいただくために選任しました。同氏及び同氏が所属する田辺総合法律事務所と当社並びに当社子会社との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準への該当もありません。 |
| 加藤徹志  |      | ----         | 他社での業務執行者及び監査役としての豊富な経験及び幅広い識見から、経営全般に対する監督と助言等をいただくために選任しました。                                                                                                           |

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### <社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準>

ブックオフグループホールディングス株式会社（以下「当社」）は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」）が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断する。

- 現在または過去1年以内において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）の「取引をすみやかに停止することのできない現在の取引先」または「取引先が当社グループとの取引をすみやかに停止することができないその現在の取引先」における業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる方及び使用人（以下「業務執行者」）である／あった。
  - 現在または過去1年以内において、当社グループの「契約関係をすみやかに解消することのできない現在の報酬支払先」または「報酬支払先が当社グループとの契約関係をすみやかに解消することのできないその現在の報酬支払先」である団体に所属する専門家である／あった。
  - 現在または過去10年以内において、当社の現在の親会社の業務執行者または非業務執行取締役である／あった。
  - 現在または過去10年以内において、当社の現在の親会社の監査役である／あった。（社外監査役の独立性を判断する場合に限り適用）
  - 現在または過去10年以内において、当社の現在の兄弟会社の業務執行者である／あった。
  - 現在または過去1年以内において、当社グループから役員報酬以外に年間240万円以上の金銭その他の財産を得ている／いた。
  - 配偶者または二親等内の親族が項目1.から前項目までのいずれかである／あった。
  - 現在または過去1年以内において、配偶者または二親等内の親族が以下に該当する／していた。
    - 当社または当社の子会社の業務執行者
    - 当社または当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限り適用）
  - 当社の議決権比率10%以上の株式を保有している。（法人である場合はその業務執行者である。）
  - 当社グループの業務執行者が社外取締役に就任している法人の業務執行者である。（社外取締役の独立性を判断する場合に限り適用）
  - 当社グループより受け取りをすみやかに停止することができない寄付を受領している。（団体の場合はその業務執行者である。）
  - 現在または過去1年以内において、当社の現在の「その他の関係会社」または「その他の関係会社の親会社または子会社」の業務執行者である／あった。
  - 当社における社外役員としての在任期間が通算10年を超える。
- 以上

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

株式報酬の導入等については、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく、今後も引き続き検討を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## [取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内・社外別の総額を開示しております。当社ホームページでも閲覧可能としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会より一任された報酬検討委員会(社長及び独立役員たる社外取締役で構成)において決定し、その総額を取締役に報告しております。報酬検討委員会は、株主総会で決定した限度額の範囲内で、会社の業績及び各取締役の会社への貢献度等を勘案し、個別の報酬額を過半数の賛成をもって決定しております。

なお、報酬検討委員会及び取締役会の役割は以下のとおりです。

[報酬検討委員会]

- ・役員報酬制度の整備・導入
- ・役員報酬額の検討・決定

[取締役会]

- ・報酬検討委員会開催の決定
- ・役員報酬額の報告

監査役の報酬等については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

## [社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できるよう、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行っております。また、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで、社内各部門からの十分な情報収集を行い、社外監査役との共有を随時行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、前述の取締役で構成されており、毎月1回の定時会及び必要に応じて臨時会並びに書面決議を行っております。取締役会では、当社及び事業会社の経営状況の確認を行うとともに、グループに関する重要な事項について適正な議論のもとに意思決定を行っております。

経営会議は、前述の取締役及び執行役員6名で構成されており、原則として毎週1回開催されております。経営会議では、当社及び事業会社の運営に係る重要な事項の審議と意思決定を行っております。

指名諮問委員会は、代表取締役社長(委員長)及び独立役員たる社外取締役で構成されており、取締役会に諮る取締役及び執行役員の選解任に係る事項を審議決定するために適宜開催されております。

報酬検討委員会は、代表取締役社長(委員長)及び独立役員たる社外取締役で構成されており、取締役会からの一任により取締役及び執行役員の個別の報酬等を決定しております。

監査役会は、前述の監査役で構成されており、毎月1回の定時会及び必要に応じて臨時会を行っております。監査役会では、監査の実効性を高めるために、常勤監査役からの社内会議情報の提供及び情報交換が行われ、監査事項についての審議が行われております。

内部監査部は、社員4名で構成され、年間を通じて内部監査を行っており、その結果は代表取締役社長及び常勤監査役に随時、直接報告されるとともに、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性及び客観性を確保するために、取締役会の構成においては、社外取締役の選任を重視しております。  
意思決定、運営、モニタリングの迅速な実行と責任の明確化をはかるために、業務執行の責任者であるとともに経営会議の構成員でもある執行役員を設けております。  
取締役・執行役員の選任及び報酬に係る事項については、幅広い視点での後継者育成・指名を継続的に進めるために、委員長を社長とし、それ以外のメンバーを複数の独立社外取締役とする委員会において審議する体制としております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                 | 補足説明                                                                                                                         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会の開催1ヶ月前をめぐに、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおける招集通知の早期掲載を実施したうえで、法定期日より前に発送しております。<br>(第2回定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により早期発送が適いませんでした) |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 開催日を土曜日に設定し、多くの株主の皆様が出席できる機会を設けております。                                                                                        |
| 電磁的方法による議決権の行使  | パソコン、スマートフォン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を可能にしております。                                                                            |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 狭義の招集通知、株主総会参考書類、事業報告、計算書類の英訳版を作成し、東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。                                                               |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                   | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 代表取締役社長が直接個人投資家に向けて説明する会を開催しております。                                                     | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算、第2四半期決算の年2回、機関投資家向けの説明会を開催しております。                                                  | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報、各種報告書、適時開示資料、株主総会招集通知等のほか、投資家向け説明会の資料を自社インターネットサイトに掲載するとともに、決算説明会の様子を動画で配信しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 担当部署: 経営企画部                                                                            |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                           |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コンプライアンスの徹底を企業の社会的責任の根本と位置づけ、各種ステークホルダーとの信頼関係を構築するために当社グループの役員及び従業員が遵守すべき指針として、「コンプライアンス・ガイドライン」を制定しております。                     |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 「多くの人々に楽しく豊かな生活を提供する」をミッションとして掲げ、リユースのリーディングカンパニーとなることを目指しております。このリユースのビジネスモデルを推進することが環境保全に貢献するものであり、CSRの目的や理念にかなうものと認識しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 内部規定により、経営企画部を中心に一元的な内部情報の収集と管理を行っております。また情報管理責任者を役員から選定し、株主・投資家に対する情報の開示が適時かつ公平に実施される体制を整えております。                              |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範である「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び執行役員（以下「役員」という。）並びに従業員に周知する。
- (2)コンプライアンス管理委員会を設置し、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (3)通報者に不利益が及ばない内部通報窓口を社外法律事務所等を通報先として設置し、当社グループの役員及び従業員を対象として運用する。
- (4)業務執行部門から独立した内部監査部門が、当社グループ全体の内部監査を実施する。
- (5)反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)文書（電磁的記録を含む。）の保存・管理についての規程を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
- (2)情報セキュリティ管理についての規程を策定し、適切な情報セキュリティレベルを確立・維持する。
- (3)情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスクへの対応についての規程を策定し、当社グループにおけるリスク情報の伝達・共有と初期対応及び対策本部の設置・運用を適切に行う。
- (2)リスク管理委員会を設置し、当社グループにおけるリスクの確認と対応策の審議・提案を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社グループにおける会議体と部署及び役職の権限を規程に定め、適正かつ効率的な意思決定と職務の執行を確保する。
- (2)業務の効率化を当社グループ横断で推進する。
- (3)情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、会議体の資料等の事前確認及び保管・閲覧を適切に行う。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
- (2)内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する。

#### 6. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1)経理についての規程を策定し、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
- (2)法令及び証券取引所の規則を順守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
- (3)内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
- (4)財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
- (2)当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- (3)当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

#### 8. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方

法により監査役に報告する。

(2)内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。

(3)通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

(4)内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

#### 9.監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通をはかる。

(2)内部監査部門と監査役は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。

(3)当社グループの役員及び従業員は、監査役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

(4)常勤監査役は、当社グループの重要な会議に参加するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決します。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。

反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応することを内部統制システムにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のひとつとしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### <適時開示体制の概要>

#### 1. 基本姿勢

当社は、株式を上場する会社として、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報については、正確、公平かつ迅速に開示することで、全ての市場参加者の皆様との間で、高い信頼関係を構築し維持できるよう、取り組んでおります。今後も、常に投資者の視点に立ち、真摯な姿勢で適時適切な会社情報の開示に努めてまいります。

#### 2. 社内体制

##### (情報管理責任者)

当社では、経営企画部を担当する役員を情報管理責任者とし、重要情報の社内外への開示とその説明については、経営企画部に一元化されております。

##### (決定事実)

重要な決定事項は、原則として毎月1回開催される定時取締役会、または原則として毎週開催される社内取締役(常勤取締役)による会議において決定されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することによって迅速に決定を行っております。

決定された事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」という。)に従い、適時開示の要否について情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要な場合は迅速に実行するよう努めております。

##### (発生事実)

経営上の何らかの事実が発生した際には、役員等は直ちに情報管理責任者に、職員等は直ちに所属部署の長を通じて情報管理責任者に報告することとなっております。

発生した事実については、適時開示規則に従い、適時開示の要否について情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要な場合は迅速に実行するよう努めております。

##### (決算に関する情報他)

決算に関する情報他については、適時開示規則に従い、適時開示の要否について情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には適時適切に実行するよう努めております。

#### 3. モニタリング

取締役会には監査役全員が、社内の重要な会議には常勤監査役が出席しております。

適時開示は稟議手続きを経て実行されており、内部監査部はその適切性・有効性を検証しております。

